実習実施者各位（BCC配信）

お世話になっております。

ISM事業協同組合事務局からの配信です。

大変重要な案内となっておりますので、最後までお読みくださるよう

お願い申し上げます。

また、この情報を社内で共有（関係者）していただけると幸いです。

新型コロナ感染拡大の勢いが増すばかりで、通常運航便の再開目途が

立ちません。2月7日までにベトナムを含む11か国の入国便の運航が

ストップですが、その後すぐに再開されるとは思えない状況です。

皆様におかれましても、コロナ渦における事業継続で様々な問題を

抱えつつもご苦労が絶えないと思います。

さて、実習生の入国が出来なくなって、はや1年が経過しました。

待機中の実習生は、モチベーションを維持するのも大変だと思いますが

何とか、送り出し機関との連携で頑張って耐えているようです。

外国人技能実習機構のホームページにハローワークのような募集の

登録画面があります。組合員様は直接入力ができませんが、私共ISM

事業協同組合はこの実習先変更支援のポータルサイトに登録しました。

他の組合傘下の実習先で、新型コロナ感染拡大の影響で実習継続が困難に

なった実習生の受け入れ先を探している監理団体はこのサイトを絶えず検索

していますので、募集内容を登録しておけばヒットするかもしれません。

＞＞＞ヒットした場合、

1. ISM事業協同組合に問い合わせが来ます。
2. 募集をかけている組合員に連絡します。
3. 条件が合えば、当方が橋渡しに動きます。
4. 雇用開始日、雇用条件、その他詳細を先方に提示します。
5. 組合からは、応募実習生の技能レベル、性格等、可能な限り聞き出します。
6. 双方に折り合いがつけば、申請書類の作成に入ります。
7. 受け入れる準備を始めます。入居部屋の確保、その他な必要な身の周り品。
8. 機構から認定通知が下りれば、通知日より雇用が可能となります。

概略、以上の流れになります。

実際に受け入れられる可能性は未知ですが、募集をかけていないと

話は来ませんので十分ご理解の上、ご希望される組合員様は添付の

登録内容に記入していただき、メールにてお送りいただければ

当方にて登録させていただきます。

* 実習先変更を実施した場合のメリットと慎重に進めなければ

いけない項目を以下に記載しましたのでご参考まで。

* マッチングが成立して初めて実習計画の変更認定申請へと進みます。

メリット１．実習実施者の人員不足の解消

　　　　２．登録することで実習実施者の優良要件（　10点　）加点

　　　　３．移籍実績で実習実施者の優良要件（　15点～25点　※人数による）加点

不安材料１．現所属先がどこまで応募者の情報を開示するか

　　　　２．移籍時は、コロナ感染対応も慎重に

　　　　３．移籍候補の実習生の技能レベルと性格のチェック方法

* 最後に一番大切な皆様が疑問と思われることへの回答ですが、

実習継続が困難になった実習生の受入れには人数枠の制限はありません。

枠を超えての受け入れが可能です。

ただし、人数に応じた指導体制はしっかりと確保願います。

特に、環境になじむまでの移籍後の3か月程度。

登録内容　（　記入例　）

【１】実習実施者情報

１．届け出受理番号　（[実]　1706＊＊＊＊＊＊＊＊）

２．実習実施者名　　（　ISM工業株式会社　）

３．都道府県　　　　（　愛知県　）

４．市区町村　　　　（　春日井市如意申町　）

５．番地等　　　　　（　１丁目7番地の５　）

６．実習先都道府県　（　　同上　　）

７．実習先市町村　　（　　同上　　）

８．実習先番地等　　（　　同上　　）

【２】受け入れを希望する技能実習生の概要（募集内容）

１．大分類　　（　機械・金属関係　）

２．職種　　　（　金属プレス加工　）

３．作業　　　（　金属プレス作業　）

４．国籍・地域　　（　ベトナム、南部　）

５．在留資格　（　□技能実習1号　□技能実習2号　□技能実習3号　）

６．受け入れ可能人数　（　　　　　　　人　）

７．受け入れ可能期間（開始）　（　令和3年3月1日　）

８．受け入れ可能期間（終了）　（　令和６年3月31日　）